

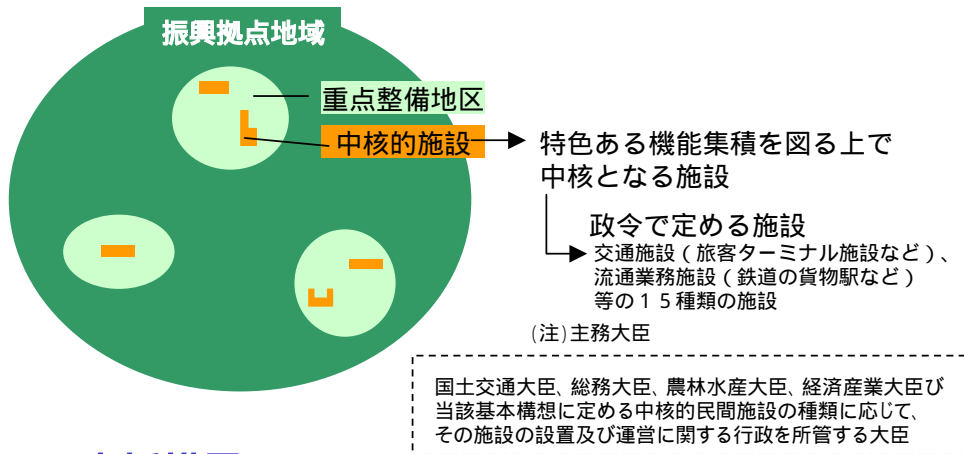
制度の概要

1. 目的

- ・ 多極分散型国土形成促進法(多極法、昭和63年)に基づく制度。
- ・ 特色ある機能の集積を図り、地域の振興の拠点づくりと多極分散型国土の形成に資する。

2. 制度

都道府県等が基本構想を作成、協議を申請し、主務大臣(注)の同意を得る。



3. 支援措置

- ・ 税制上の特例措置(法人税、特別土地保有税、事業所税)
- ・ 地方財政措置(地方交付税による減収補填、地方債の特例)

4. 同意基本構想

これまでに同意されたもの(7構想)

三重ハイテクプラネット21構想

(三重県・平成3年1月)

オホーツク科学文化交流拠点構想

(北海道・平成4年12月)

高知バイオフィット生活文化圏構想

(高知県・平成5年1月、7年8月変更)

東濃研究学園都市構想

(岐阜県・平成5年3月)

しずおか生活産業情報拠点構想

(静岡県・平成6年7月)

いわき『海洋・エネルギー』交流拠点構想

(いわき市・平成6年9月)

国際貢献都市OKINAWA構想

(沖縄県・平成9年12月)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport Government of Japan